

～要支援1・2の認定を受けられている方へ～  
(平成28年10月から介護予防サービスの仕組みが変わります)

介護保険法が改正され、これまで予防給付として実施されていた介護予防サービスのうち、訪問介護(ホームヘルパー)と通所介護(デイサービス)について、小樽市の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)として実施することになりました。

- 新しい制度に変わっても、引き続き、必要なサービスを利用することができます。
- これまでどおり、担当地区の地域包括支援センターがケアマネジメントを行います。
- サービス利用の手続きはこれまでと同様です。
- ※サービス事業者との契約が改めて必要となります。
- 訪問介護と通所介護以外の介護予防サービス(訪問看護、短期入所、福祉用具貸与、住宅改修等)は、今までどおり予防給付となります。

◎ 対象となる方

要支援1・2の認定を受けられている方で、認定の有効期間開始日が平成28年10月1日以降の方

※10月以前から要支援認定を受けられている方は、認定の更新時までにはこれまでどおり予防給付としてサービスを受けられます。

また、更新後は総合事業として、同様のサービスを受けられます。

※平成29年4月以降は認定の更新等に関わらず、訪問介護及び通所介護の利用は、総合事業に変わる予定です。

◎ 総合事業のサービス

※金額は基本部分でそれぞれのサービスのおおよその目安です。このほか、サービス内容や事業所による加算減算が生じることがあります。

(1)小樽市訪問介護相当サービス

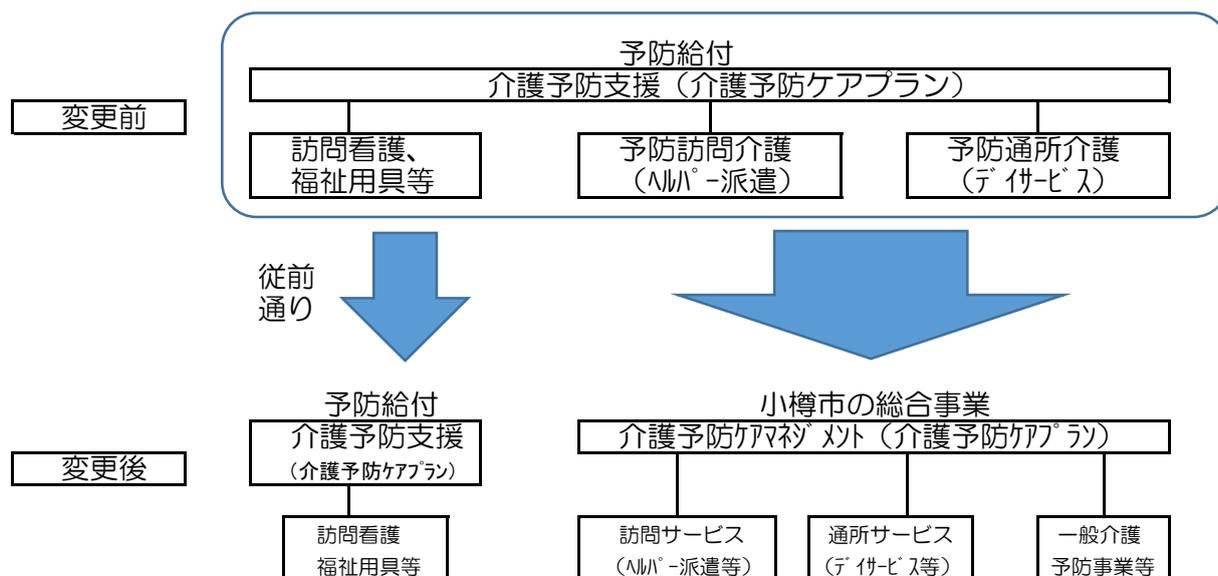
内 容	負担額の目安 (1割の場合)		対 象
	利用回数	月額	
居宅で、ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理等の生活支援及び入浴介助などの身体的介助を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持向上をめざします。	週1回程度利用	1,168円/月	要支援1・2
	週2回程度利用	2,335円/月	要支援1・2
	週2回を超える利用	3,704円/月	要支援2

(2)小樽市通所介護相当サービス

内 容	負担額の目安 (1割の場合)		対 象
	利用回数	月額	
デイサービスセンターにおいて、日常生活上の支援と機能訓練を行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持向上をめざします。	—	1,647円/月	要支援1
	週1回程度利用	1,647円/月	要支援2
	週2回程度利用	3,377円/月	要支援2

(裏面もご覧下さい)

【参考】「要支援1・2」の方の介護予防サービスの制度変更について



※「予防給付」のサービスを利用する方が、同時に「小樽市の総合事業」のサービスを利用する場合は、介護予防支援となります。

<小樽市の地域包括支援センター>

センター名	住所	連絡先	担当地区（町名）
東南部地域包括支援センター	朝里川温泉2丁目711番地4	電話：51-2301 ファクス：52-1142	朝里、朝里川温泉、桂岡町、桜、新光、新光町、銭函、張碓町、春香町、船浜町、星野町、望洋台、見晴町
南部地域包括支援センター	築港10番地1 (済生会小樽病院内)	電話：61-7268 ファクス：61-7269	有幌町、住吉町、住ノ江、入船、松ヶ枝、最上、信香町、若松、奥沢、天神、新富町、真栄、築港、勝納町、若竹町、潮見台、天狗山
中部地域包括支援センター	稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル	電話：24-2525 ファクス：24-2575	港町、堺町、東雲町、相生町、山田町、花園、色内、稲穂、富岡、緑、錦町、豊川町、石山町、手宮、未広町、梅ヶ枝町、清水町、長橋1～2丁目
北西部地域包括支援センター	オタモイ1丁目20番18号 (特別養護老人ホームやすらぎ荘内)	電話：28-2522 ファクス：28-2523	赤岩、忍路、オタモイ、幸、塩谷、祝津、高島、長橋3～5丁目、桃内、蘭島、旭町

その他、高齢者のことは何でも担当地区の「地域包括支援センター」へご相談ください。 例えば・・・

- ・一人暮らしを続けるのが不安だ
- ・お金の管理や契約に自信がない
- ・親の認知症が心配だ など



問合せ先：小樽市医療保険部介護保険課地域支援事業係  
 電話：0134-32-4111（内線313）  
 ファクス：0134-27-6711